## 令和7年度 アルコール関連問題相談

依存症は本人の意志や性格の問題ではなく、誰でもなる可能性のある「病気」です。 依存症は適切な相談や治療により、自分らしい日常生活を取り戻すことができます。 大崎保健所では、アルコールやギャンブルなどの困りごとについて、専門の相談員が 相談に応じます。話すことで気持ちが楽になることもあります。

- 対象 アルコールやギャンブル、ゲーム、その他依存症で困っている 本人、家族、支援者等 ※大崎保健所管内にお住まいの方が対象です。
- 場所 宮城県大崎保健所 (大崎合同庁舎内:大崎市古川旭4丁目 |番 |号)
- 相談日程

令和7年				
4月8日(火)	5月13日(火)	6月3日(火)	7月1日(火)	8月5日(火)
9月2日(火)	Ⅰ0月7日(火)	11月4日(火)	I 2月2日(火)	
令和8年				
1月6日(火)	2月3日(火)	3月3日(火)		

- 相談時間
- 申込方法事前予約制です。ご希望の方は下記問い合わせ先まで、事前にご連絡ください。
- 問い合わせ先

宮城県大崎保健所 母子・障害第二班 電話:0229-87-8011 (直通)